

条 例

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。次条第二項及び第三項において「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 高齢者部分休業の承認は、職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、埼玉県人事委員会規則（次条第一項において「委員会規則」という。）で定める時間を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

3 法第二十六条の三第一項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達した日後の最初の四月一日以後であつて任命権者が定める日とする。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項において「給与条例」という。）第十三条第一項（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この項及び次項において「学校職員給与条例」という。）第十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）、農林業普及指導手当及びへき地手当（学校職員給与条例第十条の三の規定による手当を含む。）並びに管理職手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当並びに特殊勤務手当（第四項に規定するものを除き、委員会規則で定めるものに限る。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。第四項において「勤務時間条例」という。）第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第十条第二項第二号の規定の

適用については同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第二条第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員」と、学校職員給与条例第九条の五第二項第二号の規定の適用については同号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第二条第一項に規定する高齢者部分休業をしている学校職員」とする。

3 高齢者部分休業をしている職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号。次項において「特殊勤務手当条例」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第二十号）第二条第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員」と、「に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて」とあるのは「から、その者が高齢者部分休業又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第一項に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、当該額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して」とする。

4 高齢者部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、勤務時間条例第九条に規定する代休日並びに高齢者部分休業又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第一項に規定する修学部分休業（以下この項において「修学部分休業」という。）により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、高齢者部分休業又は修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。

（高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い）

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤

務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第八条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

（高齢者部分休業の休業時間の延長の承認）

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「」又は「を」を「」、「に」、「につき管理者」を「又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）につき管理者」に改める。

（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「」又は「を」を「」、「に」、「につき管理者」を「又は高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤

務しないことをいう。)につき管理者」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

4 職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「の承認」を「又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第二条第一項に規定する高齢者部分休業の承認」に改め、同条第四項中「により勤務」を「又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第二条第一項に規定する高齢者部分休業(以下この項において「高齢者部分休業」という。)により勤務」に、「の承認」を「又は高齢者部分休業の承認」に改める。